

誓約書

越知町長 様

(申込者) 住所

氏名 ⑩

越知町空き家バンク登録制度の利用申込みに当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 空き家バンク利用者登録台帳の記載内容に偽りはなく、越知町空き家バンク制度実施要綱第8条第2項各号のいずれかに該当し、かつ、同条第3項各号の規定に該当しないことを誓約します。
- 2 登録者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。
- 3 空き家バンク利用者登録を通じて得られた情報については、空き家バンク制度の目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。
- 4 今後、空き家を利用することとなったときは、空き家等に移住し、又は定期的に滞在して、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活することを誓約します。
- 5 申込者及びその家族の市町村税及び税外収入等、納付すべき債務に滞納はないことを誓約します。

(参考)

越知町空き家バンク制度実施要綱

第8条 利用希望者は前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当しているものを空き家バンク利用者登録台帳（様式第5号）に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、越知町の自然環境、生活文化等に関する理解を深め、地域住民と協調して生活できると認められる者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、産業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(3) その他、町長が適当と認めた者

3 町長は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、登録を行わないものとする。

(1) 利用希望者若しくは同居予定家族が、暴排規則第2条第2項第5号に定める排除措置対象者と認められた者

(2) 現住所地で税等の滞納がある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、空き家バンク制度の目的を損ない、又は目的に寄与しない者